三　試験研究費割合が百分の十を超える年分　当該試験研究費割合から百分の十を控除した割合に二を乗じて計算した割合（当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合とし、当該計算した割合が百分の十を超えるときは百分の十とする。）

第十条第五項中「及び令和五年」を「から令和八年まで」に改め、同項第一号中「百分の九・四」を「百分の十二」に、「〇・三五」を「〇・三七五」に改め、同項第二号及び第三号中「百分の九・四」を「百分の十二」に改め、同条第六項中「及び令和五年」を「から令和八年まで」に改め、「（第一号及び第三号に掲げる年分のいずれにも該当する年分にあつては第一号及び第三号に定める金額の合計額とし、第二号及び第三号に掲げる年分のいずれにも該当する年分にあつては第二号及び第三号に定める金額の合計額とする。）」を削り、同項第一号中「百分の九・四」を「百分の十二」に改め、同項第三号を削り、同条第八項第一号ロ中「第五号の二」を「第八号」に改め、同項第五号の二及び第五号の三を削り、同項第七号中「関する試験研究」の下に「、高度専門知識等（専門的な知識、技術又は経験であつて高度のものをいう。）を有する者に対して人件費を支出して行う試験研究」を加え、同項第八号中「の売上金額」の下に「（棚卸資産の販売による収入金額その他の政令で定める金額をいう。）」を加え、同条第九項中「前項」を「前項第三号」に改め、同条第十一項中「並びに令和元年分の売上金額及び試験研究費の額」を削る。

第十条の三第一項中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に、「又は第二号」を「から第三号まで」に、「第四号」を「第五号」に改め、同項第四号中「船舶」の下に「（輸送の効率化等に資するものとして政令で定める船舶にあつては、環境への負荷の状況が明らかにされた船舶として政令で定めるものに限る。）」を加え、同号を同項第五号とし、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号中「機械及び装置並びに」及び「工具については、」を削り、同号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　機械及び装置（その管理のおおむね全部を他の者に委託するものであることその他の政令で定める要件に該当するものを除く。）

第十条の四第一項中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改める。

第十条の五の三第一項中「（これに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）」を削り、「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改める。

第十条の五の六第一項中「第二十一条の二十八第二項」を「第二十一条の二十八」に、「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に、「情報技術事業適応（以下この条」を「情報技術事業適応（以下第八項まで」に改め、同条第十四項を同条第十五項とし、同条第十三項を同条第十四項とし、同条第十二項を同条第十三項とし、同条第十一項の次に次の一項を加える。

12　次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める資産については、適用しない。

一　第一項及び第七項の規定　令和五年四月一日前に産業競争力強化法第二十一条の十五第一項の認定の申請がされた同法第二十一条の十六第二項に規定する認定事業適応計画（同日以後に同条第一項の規定による変更の認定の申請がされた場合において、その変更の認定があつたときは、その変更後のものを除く。）に従つて実施される同法第二十一条の二十八に規定する情報技術事業適応（次号において「旧情報技術事業適応」という。）の用に供する第一項及び第七項に規定する情報技術事業適応設備で同日以後に取得又は製作をされたもの

二　第三項及び第八項の規定　旧情報技術事業適応を実施するために利用するソフトウエアのその利用に係る費用で令和五年四月一日以後に支出されたものに係る繰延資産

第十条の六第六項中「前条第十二項」を「前条第十三項」に改める。

第十一条第一項中「令和五年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改め、同項第一号及び第二号を次のように改める。

一　その個人の海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第三十九条の五に規定する認定外航船舶確保等計画（以下この号及び次号において「認定外航船舶確保等計画」という。）に記載された同法第三十九条の二第二項第二号に規定する特定外航船舶確保等計画に従つて取得し、又は製作された本邦対外船舶運航事業用船舶（同法第三十九条第二項第三号に規定する本邦対外船舶運航事業者等の営む同法第三十五条第三項第五号に規定する対外船舶運航事業の用に供するための特定外航船舶をいう。）であることにつき財務省令で定めるところにより証明がされたものに該当する外航船舶（本邦と外国との間又は外国と外国との間を往来する船舶をいう。以下この項において同じ。）　当該外航船舶が次に掲げる船舶のいずれに該当するかに応じそれぞれ次に定める割合

イ　その個人の海上運送法第三十九条の十四に規定する認定先進船舶導入等計画（先進船舶（同法第三十九条の十第一項に規定する先進船舶をいう。イにおいて同じ。）の導入に関するものに限る。）に記載された先進船舶（環境への負荷の低減に著しく資するものとして政令で定める船舶に限る。次号イ及び第三号イにおいて「特定先進船舶」という。）　百分の三十（日本船舶（船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第一条に規定する日本船舶をいう。以下この項において同じ。）に該当するものについては、百分の三十二）

ロ　イに掲げる船舶以外の船舶　百分の二十七（日本船舶に該当するものについては、百分の二十九）

二　特定外航船舶のうちその特定外航船舶に係る認定外航船舶確保等計画に従つて取得し、又は製作されたものであることにつき財務省令で定めるところにより証明がされたものに該当する外航船舶（前号に掲げる船舶を除く。）　当該外航船舶が次に掲げる船舶のいずれに該当するかに応じそれぞれ次に定める割合

イ　特定先進船舶　百分の二十八（日本船舶に該当するものについては、百分の三十）

ロ　イに掲げる船舶以外の船舶　百分の二十五（日本船舶に該当するものについては、百分の二十七）

第十一条第一項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　前二号に掲げる船舶以外の外航船舶　当該外航船舶が次に掲げる船舶のいずれに該当するかに応じそれぞれ次に定める割合

イ　特定先進船舶　百分の十八（日本船舶に該当するものについては、百分の二十）

ロ　イに掲げる船舶以外の船舶　百分の十五（日本船舶に該当するものについては、百分の十七）

第十一条の三第一項中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に、「百分の二十（令和五年四月一日」を「百分の十八（令和七年四月一日」に、「百分の十八」を「百分の十六」に改める。

第十二条第四項中「から令和五年三月三十一日まで（次の表の第一号の上欄に掲げる地区にあつては、令和三年四月一日から令和六年三月三十一日まで）」を「（次の表の第一号の上欄に掲げる地区にあつては、令和三年四月一日）から令和七年三月三十一日（同欄に掲げる地区及び同表の第四号の上欄に掲げる地区にあつては、令和六年三月三十一日）まで」に改め、同項の表の第二号の上欄中「定める地区」の下に「（前号の上欄に掲げる地区に該当する地区を除く。）」を加え、同号の下欄中「地区」を「政令で定める地区」に改め、同表の第三号の上欄中「推進される」を「促進される」に改め、「定める地区」の下に「（第一号の上欄に掲げる地区に該当する地区を除く。）」を加え、同号の下欄中「地区」を「政令で定める地区」に改め、同表の第四号の上欄中「地区」の下に「（第一号の上欄に掲げる地区に該当する地区を除く。）」を加え、同号の下欄中「地区」を「政令で定める地区」に改める。

第十二条の二第一項から第三項までの規定中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改める。